

Title	自由民権家としての加藤勝弥
Sub Title	Katsuya Kato as an Activist in the Civil Rights and Freedom Movement
Author	小川原, 正道(Ogawara, Masamichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.2 (2009. 2) ,p.151- 173
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090228-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民権家としての加藤勝弥

小川 正道

- 一 はしがき
- 二 自由民権運動への参加
- 三 北辰自由党結成とキリスト教入信
- 四 新潟県会議員としての活動から衆院選へ
- 五 むすび

一 はしがき

明治二十三年、第一回衆議院議員選挙で当選した加藤勝弥について、木戸照陽編著『日本帝国国会議員正伝』（田中宋栄堂、明治二十三年）は、次のように評している。

「君は夙に自由民権論を唱へて東西に奔走し南北に去来し櫛風沐雨の勞雨を嘗めて同胞兄弟を覚醒する所ありしが中途にして東京に遊び感ずる所ありて基督教に熱心し宗教信仰者となる。……後ち新潟県会議員となり温厚にして善良議員

の評を博したり君、政治上の主義は大同を執れり⁽¹⁾」

加藤は、新潟における自由民権運動の指導者の一人であり、熱心なクリスチャンでもあった。加藤の近親者の回想をまとめた『回想の加藤勝弥』（キリスト新聞社、昭和五十六年）の解説において編者の本井康博氏は、加藤の「権力に阿らない在野精神」や私学・女子教育への貢献、教会を拠点とした良心研磨の試みなどを高く評価し、加藤を「辺境の民権家」、「草の根民主主義者」と呼んでいる⁽²⁾。

自由民権家としての加藤については、本井康博氏の「自由民権運動とキリスト教―加藤勝弥を中心として―」（日本プロテスタント史研究会編『新潟県キリスト教史』上巻、新潟日報事業社出版部、平成五年、所収）、および『近代新潟におけるキリスト教教育―新潟女学校と北越学館』（思文閣出版、平成十九年）において、その活動のおおよそが明らかにされている。高田事件で逮捕された際の事情に関しては、手塚豊氏の研究において論及されており⁽³⁾、このほか新潟の民権運動史・政党史研究において、加藤の存在と行動はしばしば言及されてきた⁽⁴⁾。

しかしながら、「山際家文書」（山際家蔵、新潟県立文書館寄託）、「小柳文書」（立教大学図書館蔵）、「杉田定一関係文書」（大阪経済大学図書館蔵）などに所収されている多くの加藤勝弥書簡はこれまでほとんど活用されておらず、加藤自身が書簡に託した肉声は、いわば埋もれたままになってきた⁽⁵⁾。そこで本稿では、右の業績を踏まえながら、加藤書簡等の一次資料や新潟県議会の議事録等を積極的に活用し、自由民権家としての加藤の思想と行動をあきらかにしたい。特に、加藤は熱心なクリスチャンであったことから、その政治活動とキリスト教信仰とがいかなる関係を有していたかについて注目しながら、論を進めたいと思う。

二 自由民権運動への参加

加藤勝弥は、安政元年一月五日、新潟県岩船郡八幡村大字板屋沢において、父・雄二郎、母・俊子の長男として誕生した。加藤家は大庄屋で、醸造業を営んでいた。明治元年に父と祖父を失った加藤は家督を相続、三年に藩の職を解かれると、翻訳書を通じて「歌米の事情を知り自由権利の最も尊重すべきを覚り」、これが民権家としての原点となったといわれている。明治九年には第六大区区第八中学区取締役に任じられた。⁽⁶⁾以後、加藤は醸造業を経営しながら、次第に政治へとその歩をすすめてゆく。⁽⁷⁾

最晩年の加藤と親交があった武田雨水によると、加藤は明治四年に仙場久子と結婚し、「此の頃から、氏の政治に対する趣味、益々強烈となり、封建思想の悪夢より国民を呼び醒し、自由民権の思想を高潮し、自ら是を宣傳せん事を決し、年末だ若干を越ゆるか越えざるに、進んで政治運動の渦中に身を投じたのであった」という。⁽⁸⁾加藤の四女・タカは、政治に関心を寄せ、封建因襲からの脱却、自由民権の理想実現を目指した加藤には、「母・俊子の賢明なる理解と熱烈なる奨励とが、大きな力となっていた」と述べている。⁽¹⁰⁾

加藤にとって転機となったのは、二十五歳のときであった。すなわち明治十二年六月、第一回新潟県会議員選挙が実施され、加藤は岩船郡から出馬して当選した。このとき、加藤は家業に意欲をもっていたため躊躇したが、俊子が「男児世に生る豈区々として僻土に朽つべきならむや今や幸に輿望の帰する所となる進で其任に当るべき而已と」励ましたと伝えられている。⁽¹¹⁾加藤の当選について、大正八年に『新潟毎日新聞』に連載された「北越民権史」は次のように評している。「岩船郡の加藤勝弥が当時漸く二十五歳、辛ふじて資格年齢に達したる白面の一青年に過ぎざりしが如き如何に農村豪族が社会の中心勢力としての晴れの舞台に翱翔したるやを察すべきものならずや」。⁽¹²⁾

十月二十日に第一回通常県会が開かれると、加藤は積極的に発言した。そこには、議員としての自負と言論に対する信頼とがみてとれる。たとえば十月二十二日、桜井長左が一度放棄された建議案を再提議したところ、再度議するのは不都合という反対意見が多数を占めたが、加藤は「言論ハ妄リニ差止ム可ラス」として詳しく主張を聞いた上で議論すべきだと桜井を弁護した。十月二十五日には議事を閉じるに当たり、次のように発言している。「退場ニ臨テ満場議員ニ少シク忠告イタシタキコトアリ諸員各位ハ悉ク侃々ノ議員ナリト信セシニ意ハサリキ日ヲ追テ卑屈ニ流ル、ニ似タリ長次官ガ勝手ニ傍聴ニ来ラル、時叨リニ平身低頭スルカ如キハ卑屈ノ大ナルモノニシテ演舌ノ安ヲ害シ議場ノ体ヲ汚ス元ヨリ大ナリ自今宜シク注意アル可キコトヲ乞フ」¹³⁾。こうした議会や言論に対する信頼と自負に、封建意識からの脱却や自由民権の理想実現への熱意をみてとることができよう。

県会を交流の場とした政策論争の中で民権運動は発展するようになり、同年八月以来、千葉の桜井静から国会開設運動への参加要請が県下の県会議員に届けられるに及んで、民権運動は高揚、山際七司等は『新潟新聞』紙上で連日国会開設運動への参加を呼びかけ、同紙自身も後押ししていくことになる。¹⁴⁾ 山際は明治十三年一月三日、小柳卯三郎に「国会ハ目下ノ急務ニシテ忽緒スベラス、足下モ速ヤカニ同盟ノ回答アランコトヲ希望ス」と書き送っているが、加藤も一月十日付で山際に宛てた書簡に、「上総ノ民権士桜井氏ヨリノ来書ハ議員一同ヘノコトト信ズ、右ハ傍觀輕視スベキ儀ニ非ザレバ、御着意ノ程御郵示アランコトヲ希望ス」と記し、その意見を問うている。¹⁵⁾ 山際はこれに応えるように、県下有志に「国会開設懇望協議案」を配布し、租税を納める以上人民は参政権を持ち、帝室の尊栄も国権拡張も工業物産も富国強兵も「国会ニ在ラサレハ不可ナリ」と主張した。¹⁶⁾ その後、桜井の挙動に不信を感じた山際等は県下に国会開設懇望協議会を設けることを呼びかけ、これが四月の協議会開催につながる。¹⁷⁾

四月五日から新潟で開かれた第一回国会開設懇望協議会では、請願運動の推進、会憲などが議決されたが、そ

の会憲第二条には協議会の目的として、「専ラ大日本国々々ヲ政府ニ懇請シ人民天賦ノ参政権ヲ恢復シ上帝室ヲ翼賛シ下人民ノ福祉安康ヲ保護スル」と掲げられた⁽¹⁸⁾。協議会に参加するにあたって、母・俊子は加藤に和歌一首を贈り、壮途を祝したといわれている⁽¹⁹⁾。「敷島の和心の桜花 咲匂ふべき時は来にけり」というもので、会衆はこれを伝唱して意気をあげたという⁽²⁰⁾。

協議会は五月十六日に第二回を開催したが、加藤はこれに出席していない。この協議会では元老院に国会開設建白書を提出することとなった。その後九月一日に有志一同は再度国会開設請願書を提出することを決め、十月一日の会合で請願書を決定した。加藤は九月の会合には出席していたようだが⁽²¹⁾、十月の会合には出席しておらず、各郡から選出された候選人にも選ばれていない。当時加藤は、岩船郡での請願者の取りまとめに苦心しつつ、山形に出張するなど、多忙な毎日を送っていた。四月七日付で小柳に宛てた書簡では、岩船郡では「国会請願者ハ漸ク九名……説得ノ役立タス遺憾候事也」などと苦衷を開陳し⁽²²⁾、十四日には山形に宛てた書簡で、「本月十九日当郡中同議者村上ニオ井テ開会諸手続等予定可致手筈ニ候」として、それまでに「上申案ノ骨組」を送付してほしいと依頼した⁽²³⁾。五月七日には、「協議会先月二十六日ハ村上ニオ井テ相開キ候筈ニ候得共小生儀ハ不得止事故有之其節ヨリ当処へ参り居委曲同議者村上小町渡辺幸太郎へ相任置候得共未出張中故何等ノ確報ヲ得ルニ由ナク甚タ心安スンセス」という書簡を、山形県西田川郡から山形に出している⁽²⁴⁾。会合に出席できなかったのも、こうした地元での説得・集会や出張に忙殺されていたためであろう。いずれにせよ、請願書は大政官への提出を試みられたが、政府側の抵抗に遭って果たせなかった⁽²⁵⁾。

さて、山形七司は明治十三年十一月に上京し、帰郷後の翌年四月には請願書提出や中央政局の報告のための懇親会を開催し、越佐地域の政治結社結成を提言した。参加者はこれを受けて越佐共致会を設置することを決議し、加藤は山形とともに上京委員に任じられている。共致会の「会憲」は、自由真理の拡充、世論の喚起、富強治安

の計画、幸福の実現のほか、「日本帝国ハ立憲政体ノ宜シキヲ得ルコトヲ詢ルヘシ」と述べ、出版、演説、建言などを重要な事業として設定している。⁽²⁶⁾ 同会は県内を甲四部、乙十六部に区画をわけたが、乙第二部の岩船郡は相当に活発であつたようである。⁽²⁷⁾

共致会は中央から有名な民権家を招いて演説会を開催し、国会開設運動を盛り上げた。明治十四年八月から九月にかけては馬場辰猪等が巡廻して熱烈な歓迎を受けている。馬場一行は九月九日、十日と村上で演説会を開催しており、約二千人を集める盛況ぶりだったが、演説会後の懇親会で加藤は、「馬場君其他諸君が此僻地へ枉駕せられしハ美味を喰ひ鬱金黄を飲み又名産なる美婦を見物する為めにあらず唯北地の人民に向て輿論を成長せしむるにある」と述べて喝采を浴びたという。⁽²⁸⁾ 十月には板垣退助の一行も新潟を訪れたが、ちょうどその懇親会が開催されている最中に、国会開設の勅諭渙発の電報が届いた。⁽²⁹⁾ 加藤もこの懇親会に出席していた。⁽³⁰⁾

明治十四年十月十八日から浅草井生楼で会議が開かれ、自由党盟約・規則が決定、二十九日の役員選挙で山際が幹事の一人に選出された。⁽³¹⁾ 岩船郡では明治十四年四月三日、「加藤勝弥氏が会主となり同志者八十余名と去る三日村上町経王寺において知識交換の目的にて一大懇親会を開かれたり」。⁽³²⁾ 「岩船協同会」の発足であつた。その趣意書において加藤は、岩船郡の知力、元気を高め、智識の交換と人情の均一について諮詢することを目的として設定した。民心向上を重視する加藤は、政治思想の獲得、権利自由の尊重、そして演説、討論を重んじ、まずは協同会を設置して演説会を開きたいとする。そこには実学への信頼が反映されており、学問は教室や読書に限定されず、一個人ではあらゆる分野に通じることが無理であり、読書や学問の時間を取れない者も多いため、この会を催すのだと述べている。⁽³³⁾ かくして、加藤はこの年に開校したばかりの板屋沢の小学校に資金を援助し、ここで演説・討論会が開催された。そこには青年層が集まり、夜学や演説、討論などを通じて旧弊を一洗することが目指された。演説・討論会は葡萄酒懇親会と呼ばれていたようで、明治十五年二月には百二十名、四月には百

五十名を集めている。俊子も、女子教育の拡大について演説した⁽³⁴⁾。この会の設立自体、青年層のエネルギーに押し立てて設立されたという側面があったようで、三月二十五日付の小柳宛書簡で加藤は、「我郡共同会ノ期日モ四月三日也……小生モ宿疾全治トハ難申候得共時機経過スルヲ以テ同志者ヨリ督促ヲ受ル数回無□□□□會議押シテ開会」すると述べている。⁽³⁵⁾

なお、「智識交換」や社会問題の諮詢、実学重視といった加藤の主張は、明治十三年一月に発会していた交詢社に極めて似通っているのが注目される。同社の社則第一条は「知識を交換し世務を諮詢するに在り」とし、「設立之大意」は、学問は学校や読書だけに限られず、一個人であらゆる事を知るのは無理であり、読書の時間が取れない者も多いだろうから、知識を交換するのだと述べていた。⁽³⁶⁾ 加藤自身は社員ではなかったが、寺崎至、鈴木昌司といった加藤に近い民権家が当時交詢社員となっており、⁽³⁷⁾ 彼らを通じて影響を受けていた可能性は高い。また、交詢社は各地に巡回委員を派遣して演説会や討論会を催して啓蒙・会員募集活動を展開し、明治十三年七月から八月にかけては波多野承五郎と猪飼麻次郎が北関東・東北・北陸を巡回しているが、⁽³⁸⁾ 新潟県内では六日町・長岡、弥彦、直江津で演説会が開かれ、「交通論」「道德論」「交詢社ノ趣意」などが説かれていた。⁽³⁹⁾ 加藤はこのいずれかに参加し、交詢社について情報を入手していたのではないか。八月六日には高田で三館一郎等が一行を迎えているが、⁽⁴⁰⁾ この歓迎の件について、三館は鈴木昌司に善処方を依頼していた。⁽⁴¹⁾

三 北辰自由党結成とキリスト教入信

明治十五年四月、加藤が会長を務めていた葡萄酒山懇親会などの小結社の上に成立していた越佐共致会乙部第二部を母体として岩船郡自由党が結成された。⁽⁴²⁾ 他にも県内各地で自由党系結社が設立され、これらを網羅した組織

の設立が目指されて、明治十五年四月九日、越佐共致会を廃止して北辰自由党が設立された。加藤は常備委員、続いて理事委員として、名を連ねている。⁽⁴³⁾その盟約書は「吾党ハ自由改進黨ヲ以テ主義トス」と述べ、自由拡充、権利保全、社会改良、国権拡張、立憲政体確立を目標に掲げた。⁽⁴⁴⁾六月十二日からの自由党臨時会には、山際等とともに加藤も派遣されている。⁽⁴⁵⁾このとき、幹事の大石正巳が警察に呼び出され、集会条例の改正を受けて、自由党は政治結社として認可を受けるよう求められた。⁽⁴⁶⁾加藤は、臨時会や警察と大石の問答の内容などを小柳に伝達し、⁽⁴⁷⁾さらに山際等と連名で、本部経費五百円を負担すること、常備委員を本部に派出することなどを新潟の同志に求めた。⁽⁴⁸⁾結局、自由党は政社として届出ざるを得ず、さらに支社が禁じられ、他社との連絡通信も禁止されたことから、加藤は六月三十日付で山際等と連名で在郷有志に宛てた書簡において、「政府ノ压制ヲ以テ不得止本部外形ヲ一変セルニ、就テハ地方黨員ノ組織進動ノ方法モ多少更正シ一層活発ナル進動ヲ為サ、ルヲ得ス、然リ北越現時ノ実況ヲ見レハ未タ人民熱心ニ国事ニ憂フルモノ少ナク、単ニ精神上ノ結合ヲ以テスヘカラス則形体ヲ以テ結合計ラサルヲ得ス」と述べ、北辰自由党や頸城自由党は独立した結社として団結し、「精神ハ自由黨員タルノ義務ヲ実行」すべきであると表明した。⁽⁴⁹⁾帰郷後の九月二十三日に開かれた演説会では、加藤は「感覺論 人心ヲシテ政治感覺ヲ起サシムルノ理由ヲ論ス」と題して講演している。⁽⁵⁰⁾人心の政治意識の向上は、岩船協同会結成以来の宿願であり、自由党本部と切り離された新潟の自由党勢力にとつて不可欠の足固めであった。

しかし、こうした政府からの圧迫や松方財政による農村経済の疲弊によって、新潟県内の民権運動も不安の色が濃くなっていった。このため、北辰自由党は明治十五年九月二十日に長岡で自由党大懇親会を開催し、集会・出版・言論の自由を政府に建白することを決定、十二月に建白書を元老院に提出した。⁽⁵¹⁾このとき、加藤は同志募集のための遊説委員になり、懇親会の開催に当たっては山際等とともに会主として「苟クモ国民タルモノハ、奮然蹶起頽勢ヲ挽回シ、外国権ヲ拡張シ、内民権ヲ振起スルハ、吾党志士カ任スル所ニ非スシテ何ンソヤ」と同志

に訴えかけた。⁽⁵²⁾ この懇親会にあたって、俊子は加藤に「玉の緒の絶へなば絶へよ国の為 尽せ諸人尽せまご、ろ」との一首を送り、会衆はこれを伝え聞いて激励されたという。⁽⁵³⁾ なお、加藤と山際は十一月二日付で鈴木昌司に宛てた書簡の中で、この運動の直接的な効果は期待できないとしながらも、「間接ノ功益尤モ至大ニシテメニ全国ノ民心ヲ勃興シ政府ノ暴逆ヲ攻撃セシムルニ恰当ナル方略」であり、自由党の活性化を図るためだと述べている。⁽⁵⁴⁾

明治十六年一月一日、山際に宛てた年賀状において、加藤はこの年に臨む姿勢を次の様に示している。

二白寒ノ候如何御起居被為在候哉生ハ未タ宿痾全ク脱セス困却セリ生モ是迄ノ如キ改革ニテハ功ヲ奏スル無先來候間過日ヨリ既ニ田畑山林等ヲ悉皆売尽セリ全ク家事ヲ細密ニシテ家族ニ托シ可申事ヲ実行セリ（中略）

一革命一件ニ付是非人用ナリ君速ニ御通御送ヲ乞

一国家会議一件ノ書類御送り被下度候⁽⁵⁵⁾

加藤がこの一年ほど前にも体調不良を訴えていたことは先述の通りだが、病を抱えつつ、資産を売り払って家事を家族に託し、さらなる「改革」へと専心していく決意のほどが見て取れよう。「革命一件」と「国家会議一件」が何を指しているのか判然としないが、市民革命と国会開設に強い関心を持っていたことがうかがえる。

この翌月頃、加藤は自身に対する村民の負債五千円余を全額帳消しにした。自由の精神から生じた行為で、負債のために権利を圧せられるのを憐憫に感じたためだと当時、報じられている。⁽⁵⁶⁾ 三月十日からは北陸七州有志懇親会が開催され、加藤は発起人として参加した。⁽⁵⁷⁾ 企画したのは南越自由党の杉田定一で、加藤もこれに熱心だった。⁽⁵⁸⁾ 懇親会の結果、北陸自由共同会が組織され、「自由改造ノ主義ヲ以テ成立シ北陸七州ノ協同一致ヲ図ル」と

宣言、情報交換の媒介と遭難者の救済を目的とした。加藤の「改革」は着実に進んでいるかにみえるが、彼等の運動は高田事件によって大打撃を蒙ることになる。⁽⁵⁹⁾

すなわち明治十六年三月二十日、頸城自由党の二十数名が逮捕され、続いて北辰自由党の山際、加藤も逮捕されるにいたった。いわゆる高田事件だが、結局、山際と加藤は八月十六日に責付釈放、二日後に予審決定保留となつている(明治十七年五月八日に免訴⁽⁶⁰⁾)。官憲側は、先述の鈴木宛加藤・山際書簡に内乱陰謀容疑を見出し、逮捕に踏み切つたようだが、山際は尋問において、三大事件建白運動に鈴木が不同意であると聞いたため、同意させるために「空想ノ論理」として「政府ノ暴虐」等の文言を用いたのであり、「他ニ意状ヲ挟ミタルコトハ決シテ之レナク候」と内乱容疑を否定し、「空想ヲ犯スノ理由ハ加藤勝弥ガ陳弁ト同一ナル者ナリ」と述べている。⁽⁶¹⁾加藤は明治十八年の大阪事件でも山際から資金を託されて処分した経緯から拘引されたが、事情を知らずに金策に応じたことが判明し、釈放されている。⁽⁶²⁾

加藤タカによると、高田事件の獄中で俊子が差し入れた一冊の聖書が、加藤がキリスト教に入信する契機となつたという。免訴直前の明治十七年五月四日、加藤は受洗し、この年に家族が東京に移転したため、銀座教会(のちの数寄屋橋教会)に入会した。⁽⁶³⁾勝弥の三男・五郎によると、受洗後、加藤は禁酒を断行し、家業も廃してしまつたという。五郎は、「国家のために、身を殺すことの矜りを抱き、身を殺して五分の魂を左右し得ぬ者どもを、少しも懼れなかつた。神を知るに及んで、然し乍ら、「人の生くるは、不朽の名誉のため以上のものである」という、驚くべき知恵に到達したのである」と解説している。⁽⁶⁴⁾さらに加藤は、大阪事件での下獄で、「大なる神の恵をうけ、愈よ信仰を固うせり」と伝えられている。⁽⁶⁵⁾

この加藤における信仰と政治との関係はいかなるものであつたのか。これを考える上で、明治十七年十月二十七日に加藤が山際に宛てて出した次の書簡は、興味深い。

拜啓然ハ生過般基督教ヲ信スルコトハ政事上ノ器械ニ可致云々申上置キ候儀今日ニ至リ実ニ悔悟至極然レ共既往ハ如何
 セン故ニ此度改メテ此事ヲ我愛父ニ感謝祈願シテ前言ヲ取消シタリ此段御承知アリタシ君モ能ク基督教ノ信理ヲ御研究
 可被成候右取消ノ事申上候迄此書外後使ニ譲ル早々頓首⁽⁶⁶⁾

隅谷三喜男氏は、自由民権とキリスト教の結びつきは、信仰の社会的実現のために民権運動に参加する形態と、
 民権論者が思想的基盤をキリスト教に求めて入信する形態とがあったと指摘しているが、加藤のいう「政事上ノ
 器械」としての信仰とは、この後者の形態を指していたのではないか。加藤は、信仰は政治の道具とすべきであ
 ると述べ、のちにこれを悔悟して取り消し、むしろ信仰のための政治であると認識を改めて、その根本たる「基
 督教ノ信理」の研究を山際にすすめたものと思われる。隅谷氏は、キリスト教徒は自由民権と自己の信仰との差
 異を明確に認識していたとして、『六合雑誌』発刊の趣意を引いているが、そこには、自由民権はより高尚な理
 念、宗教によつて統御されなければその本旨を誤ると述べられていた。⁽⁶⁷⁾加藤にとつても、民権思想を統御する理
 念として信仰が受容され、大阪事件での入獄は、その信仰をより高めたものと思われる。

加藤は釈放・受洗を経て、明治十七年十月ごろ、地元の有志とともに葡萄酒懇親会を基盤に葡萄酒山北自由党を
 組織した。十月三日の自由青年懇親会に参加した富樫猪吉等が主唱して組織されたもので、盟約は富樫が作成し、
 自由権利の伸長と社会の最大幸福の実現を目指し、志操を固め、品行を方正にし、世人の信用を得ることなどを
 掲げている。⁽⁷⁰⁾

さて、北辰自由党は政府の弾圧と不況による経済難のため解党して中央自由党に合同するべく、明治十六年五
 月三十日までに解党することを決議し、党内の異論や反発などを経て、十月に解党された。頸城自由党も十二月

ごろには解党し、中央の自由党も翌年十月二十九日、解党を決定した。⁽⁷¹⁾

四 新潟県会議員としての活動から衆院選へ

先述の通り、加藤は明治十二年の第一回県会議員選挙で当選したが、自由民権運動に挺身するためか、明治十三年十二月には辞職している。⁽⁷²⁾この後、越佐共致会、北辰自由党での活動、そして高田事件や大阪事件での拘束を経験して、明治二十一年一月の半数改選で県会議員に復帰した。会派は旧自由派である。⁽⁷³⁾この間、明治十七年に東京に転居していたが、二十年には北越学館の館長となって新潟に帰っていた。⁽⁷⁴⁾

明治十九年五月以降、井上馨外相による条約改正交渉が続けられていたが、これに対して全国的な反対運動が高揚、翌年九月以降、新潟でも条約改正中止建白運動が展開されることとなり、旧自由・改進黨派が大同団結し、元老院に次々と建白書を提出する一方、県内では条約改正中止建白協議演説会・懇親会が開催される。運動の開始当初から関与していた加藤も、これに参加している。⁽⁷⁵⁾

明治二十一年四月に開かれた臨時県会では、加藤は内国勸業博覧会費をめぐる積極的な発言を展開している。県側がこの費用を官費でまかなうと提案したところ、加藤は、「今日ノ人民未タ進歩セサル」ために官費を用いるとしているが、これは「大ナル謬見ナリト謂フベシ」と批判した。今日の人民は明治十四年の第二回勸業博覧会の時に比して「大ニ進歩」しており、これを同一視するのは「人民ヲ輕蔑スルモノト謂ハサルヘカラス」と加藤は難じている。民心の進歩に対する信頼に裏打ちされた発言であるといえよう。⁽⁷⁶⁾結局、県側の提案は否決され、県は各郡区長を通じて有志から寄付金を募って出品を援助することとなった。⁽⁷⁷⁾

また当時、県では検徴費・駆徴費を支出して公娼制度を支えていたが、加藤は明治二十二年十月五日、松村文

次郎とともに通常県会に「娼妓及貸座敷営業廃止ノ建議」を提出して、その廃止を訴えた。建議では、最も「賤」にして「醜」なる営業は娼妓と貸座敷だと述べ、これは「士女ノ風俗ヲ紊乱シ以テ一國ノ貧弱ヲ致タス」と力説している。加藤は議場でも、娼妓は一国の体面と一身の「天賦ノ自由」を損なう「不潔不道德」の極みだと主張し、同胞の姉妹の救済は義務であると述べ、山際もこれに賛成したが、反対多数で否決された。⁽⁷⁸⁾加藤等は再三県会に公娼廃止建議を出し、そのたびに否決されているが、こうした取り組みは「信仰のための政治」の具体的実践であったといえよう。⁽⁷⁹⁾

この間、後藤象二郎を中心とする大同団結運動が盛り上がり、新潟でも後藤を迎えて明治二十一年七月に懇親会を開くこととなり、加藤は発起委員の一人となり、その接待費十円を拠出した上で、懇親会に出席している。⁽⁸⁰⁾六月二十九日付で加藤、山際、鈴木などの発起委員が有志に宛てた書簡には、「翌十一日懇親会ヲ開設相互ノ意思ヲ談話シ将来ノ親睦ヲ期セント欲ス有志ノ各位来会アレ」とある。⁽⁸¹⁾

大同団結運動が高揚する一方で、中越、下越方面では北辰自由党解党以来旧自由党系の政治結社がなかったため、山際等が結社設立を企画し、明治二十二年三月に加藤も参加して協議した結果、名称を越佐同盟会とすることが決まり、その規約において、「自由平等ニ基キ国民多数ノ福祉ヲ増進」すること、責任内閣制の樹立、選挙権の拡張、政費節減、教育の自由、地方分権、貿易の促進、条約改正などを方針として掲げた。大同団結運動のスローガンに照応した内容だが、規約は他にも存在し、そこでは成年男子納税全員に選挙権を付与すること、司法権の独立と財産生命の保護、国権論・対外硬論などが打ち出されていた。⁽⁸²⁾大同団結運動が後藤の入閣によつて動揺するなか、大同倶楽部と大同協和会との分裂が生じ、同盟会は前者に属すこととなった。大同倶楽部は国威伸張を旗印に掲げていたため、同盟会は条約改正問題に対処することとなり、大隈重信外相によつて進められていた条約改正交渉に対する反対する姿勢を示し、明治二十二年七月、加藤も参加して協議会を開き、条約改正中

止の建白書草案を決定、八月三日付で元老院に提出されたが、却下された⁽⁸³⁾。

加藤は明治二十三年四月の県会解散まで県議を務めたが、この県議時代は、にわかにおわりを告げる。七月に実施される衆院選に出馬するためであった。同年五月には加藤等が岩船郡協会なる結社を組織しているが、『新潟新聞』(明治二十三年五月三日付)が「其目的とする所は有志の人を集めて国家の元気を養成するに在りとのことにて表面政党にはあらざる由なれとも内実大同主義の団体を組織するものなりと云へり」と観測しているように、大同派の政治団体、具体的には加藤の選挙支援団体というのが実像だったようである。当時北越学館の学生の間では、加藤は全財産を三つに分け、一は北越学館の維持資金に、一は衆院選挙費用に、一は家族の生活資金に当てていると噂されていたという⁽⁸⁷⁾。

明治三十一年刊行の廣田三郎編『実業人傑伝』によると、第一回衆院選に新潟二区から出馬した加藤は、選挙戦で反対派からキリスト教徒である点を攻撃され、神官や僧侶などからも批判を受けたものの、「基督信者として国家に尽すの精神を機関新聞に掲載して」これに応戦し、当選を果たした⁽⁸⁸⁾。前掲『日本帝国国会議員正伝』も、「彼は耶穌教徒なり彼は宗教部内に身を置き幽冥靈魂の事を談ずるを以て職となし塵世の外頓着なき傾きあり」などと批判されながら当選したと伝えている⁽⁸⁹⁾。加藤はキリスト者であることを前面に押し出し、選挙演説も村上教会長老の肩書きで行った⁽⁹⁰⁾。加藤にとって政治は信仰のためのものであり、「基督信者として国家に尽すの精神」を発揮する舞台が政界であった。帝国議会開設時には十数名のクリスチャン議員が誕生したが、彼等は議公会開会中同じ教会で礼拝を守ることを申し合わせ、まず選ばれたのが、加藤の属していた数寄屋橋教会であった⁽⁹¹⁾。

五 むすび

衆議院議員当選後の加藤の思想と行動については別稿において論じる予定であるため、ここでは、その後の略歴について記すにとどめたい。明治二十三年に衆議院議員となった加藤は、二十五年に再選され、その後、弟・林吉の事業監督にあたるため渡米して二十六年に議員を辞職⁽⁹²⁾、以後しばらく政界を離れるが、三十二年九月に県会議員に復帰、立憲政友会が組織されるとその新潟支部評議員となる⁽⁹³⁾。明治四十四年の改選時に県議を退任すると、翌年には衆議院議員に再選。大正四年には再度県議となり、大正八年までこれを務めたあと、大正十年四月九日に倒れ、十一月五日、死去した⁽⁹⁶⁾。

加藤の政治生活は、明治十二年の県議当選から明治二十六年の衆議院議員辞職までの前半期と、明治三十二年の県議復帰から大正八年の県議任期満了までの後半期に大別される。明治二十七年から三十一年までは政治的空白期にあたるが、この間、加藤は越羽鉄道の創立委員となり、郷里の高等小学校新設のため二百円を寄付、さらに日本赤十字社終身会員となるなど、地元産業の発展と社会活動に従事した⁽⁹⁷⁾。すでに財産を処分していた加藤は経済的に困窮していたらしく、明治三十一年八月十八日付で北海道庁長官の杉田定一に宛てた書簡において実弟・弘吉の採用を依頼しているが、それは「小生近頃財政甚々困却ニテ何分処置付ケ兼候次第」のためであった⁽⁹⁸⁾。加藤自身も片岡健吉や江原素六と接点を保ちながら、定職を得ていない。この、いわば政治的・経済的不安定状態にあった加藤は、明治二十八年四月三十日、山際七司（明治二十四年死去）と並ぶ新潟の民権運動指導者、鈴木昌司の死に際会した。加藤はその葬儀に際し、次のような弔辞を贈っている。

嗚呼痛む哉鈴木翁ハ逝ケリ翁ハ北越自由ノ主唱者ニシテ梓里ノ領袖ニアラスヤ而シテ今マ竟ニ安ニ往ケル耶翁ハ愛國

憂世ノ士ナリ夙ニ自由ノ伸ヒズシテ国權ノ振ハザルヲ慨シ挺然衆先ヲナシ五タヒ盟ヲ結ヒニタヒ獄ニ下リ一タヒ遂客トナリ辛酸苦礎ヲ瀝瀝シテ氣益々振ヒ志愈々堅シ赤誠国ニ許スノ傑士ニアラズンバ焉ン能ク斯ノ如クナルヲ得ンヤ郷党ノ士人翁ヲ押シテ梓里ノ領袖トナスモノ信ニ故アル也而シテ其志業ハ未タ半ナラスシテ翁ヤ長逝ス豈ニ痛嘆ヲ堪ユ可ケン哉揮手翁ノ靈ヲ送ル不文ノ辭ヲ以テス翁其レ之ヲ享ケヨ¹⁰⁾

この弔辞を読みながら、加藤は、「自由」や「国権」のため、「獄ニ下リ」ながら「辛酸苦礎」を重ねてきた、自らの政治的前半生を回顧していたのではないか。山際が去り、鈴木が逝き、加藤は残った。「其志」を継ぐべき加藤自身は、政界と一定の接点を保ちつつ、次なる地位を模索していた。

加藤勝弥は、山際や鈴木に次ぐ指導者として、新潟の民権運動を牽引した。その政治活動を通観するとき、言論や議会、民心向上、女性の権利を重視する姿勢が見て取れると同時に、これらを実現していく路程が、順風満帆なものではなかったことがわかる。政治活動の劈頭に立った加藤は、家業への執着のために躊躇し、母の後押しを受けて県議生活をはじめた。岩船協同会の組織も病中に同志の督促を受けてのものであったし、民権家時代の加藤には、この健康不安の影が寄り添い続ける。馬場や板垣を迎えて熱弁をふるい、民権家として華々しく活躍しているかにみえた明治十四年十月においてさえ、彼は小柳に次のように書き送らねばならなかった。「出京ノ儀ハ県会之節も申上候通ノ次第ナレハ遺憾ナカラ之二当ルヲ得ス加之追日メンケンノ候相増シ何共進退ニ相困リ候¹⁰⁾」。建白運動は繰り返し政府の抵抗に遭い、二度の逮捕を経験し、財産も散じた。

かかる加藤を支え続けたのは、母の支援、同志の協力、そして権利・自由の実現や民心向上への熱意やキリスト教の信仰であった。そして、この信仰と政治活動との関係もまた、葛藤の末に整理・構築されたものだった。かかる信仰に根ざした加藤の政治活動が、その後帝国議会や県議会ですべて具体的にどう展開していくのかについては、

稿を改めて論じたい。

- (1) 木戸照陽編著『日本帝国国會議員正伝』（田中宋栄堂、明治二三年）、五五三―五五四頁。
- (2) 本井康博「解説・加藤勝弥の肖像」（本井康博編『回想の加藤勝弥』キリスト新聞社、昭和五六年、所収）、一六七―一八五頁。
- (3) 手塚豊「手塚豊著作集 第一巻 自由民権裁判の研究（上）」（慶応通信、昭和五七年）、一六一―二五四頁。
- (4) 永木千代治『新潟県政党史』（新潟県政党史刊行会、昭和三七年）、江村栄一『自由民権革命の研究』（法政大学出版局、昭和五九年）、横山真一『新潟の青年自由民権運動』（梓出版社、平成一七年）、など。
- (5) なお、加藤勝弥の曾孫・加藤辰蔵氏の談によると、勝弥関係の資料は遺族の元には残されていないとのことである。
- (6) 廣田三郎編『実業人傑伝』第五卷（実業人傑伝編纂所、明治三二年）、三ノ三〇―三一頁。
- (7) 前掲『回想の加藤勝弥』、二六、八三―八七頁。
- (8) 本井康博「自由民権ここに人あり」（『キリスト新聞』昭和五七年二月二七日付）。
- (9) 前掲『回想の加藤勝弥』、一七頁。
- (10) 前掲『回想の加藤勝弥』、四九頁。
- (11) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三ノ三一―三二頁。
- (12) 守玄生「北越民権史（二二）」。
- (13) 「新潟県第一回通常会議事録」（新潟県立図書館蔵）、四―一八頁。
- (14) 本間恂一「新潟新聞小論」（『日本歴史』第三〇一―号、昭和四八年六月）、三八―三九頁、本間恂一「新潟為蔵小伝」（本間恂一・溝口敏磨編『雪月花―新潟為蔵回顧録』野島出版、昭和四九年、所収）、一一頁、新潟県編『新潟県史』通史編6・近代一（新潟県、昭和六二年）、五七―一五七三頁、森山誠一「自由民権前半における北陸の自由民権」（『歴史評論』第四一五号、昭和五九年一月）、七九頁。
- (15) 黒崎町町史編さん自由民権部会編『黒崎町史 別巻 自由民権編』（黒崎町、平成二二年）、九九頁。

- (16) 「国会開設懇請協議案」〔小柳文書〕立教大学図書館所蔵。
- (17) 吉川町史編さん委員会編『吉川町史』第二卷(吉川町、平成八年)、二二頁。
- (18) 前掲『新潟県政党史』、三〇―三六頁。
- (19) 前掲『回想の加藤勝弥』、八八―八九頁。
- (20) 守玄生「北越民権史(二四)」。
- (21) 「九月一日会議名簿」〔小柳文書〕立教大学図書館所蔵。
- (22) 「小柳文書」(立教大学図書館所蔵)。
- (23) 「山際家文書」(山際家蔵、新潟県立文書館寄託)。
- (24) 「山際家文書」(山際家蔵、新潟県立文書館寄託)。
- (25) 前掲『新潟県政党史』、三七―五二頁、前掲『新潟県史』通史編6・近代一、表九九、前掲『自由民権革命の研究』、三四三―三四四頁、守玄生「北越民権史(二八)」。新潟県編『新潟県史』資料編19・近代七・社会文化編(新潟県、昭和五八年)で復原されている建白書・請願書の署名簿には、岩船郡の筆頭に加藤の名がある(同前、九一―〇、五八頁)。
- (26) 前掲『新潟県政党史』、五二―五八頁。
- (27) 前掲『自由民権革命の研究』、四二四―四二七頁。
- (28) 『新潟新聞』(明治一三年九月一五日付)。
- (29) 新潟県議会史編さん委員会編『新潟県議会史』明治編一(新潟県議会、平成一三年)、二〇六頁。
- (30) 前掲『新潟県政党史』、七二―七三頁。
- (31) 板垣退助監修『自由党史』中(岩波文庫、昭和三三年)、七九―八四頁。
- (32) 『新潟新聞』(明治一四年四月九日付)。
- (33) 本井康博「自由民権運動とキリスト教」(日本プロテスタント史研究会編『新潟県キリスト教史』上巻、新潟日報事業社出版部、平成五年、所収)、一八五―一八七頁。
- (34) 前掲『自由民権運動とキリスト教』、一八四―一八八頁、前掲『新潟の青年自由民権運動』、三八―五三頁、横山

- 真一「自由民権運動と新潟の青年」(本間恂一・溝口敏磨編『新潟県の百年と民衆』野島出版、平成十一年、所収、三五―三八頁。
- (35) 「小柳文書」(立教大学図書館所蔵)。□部分は虫食いのため判読不能。その後も加藤は新潟のバーム病院で治療を受けており、明治一四年一〇月四日付の小柳宛書簡に、「小生ハバーム病院ニ治療中也」とある(同前)。
- (36) 交詢社編『交詢社百年史』(交詢社、昭和五八年)、二〇―二五頁。
- (37) 後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」(立命館大学人文科学研究所紀要)第二四号、昭和五二年四月、四三―四四頁。
- (38) 前掲『交詢社百年史』、一三四―一三八頁。
- (39) 「北陸巡回日記」(『交詢雑誌』二八号、明治一三年一月五日)、一七一―二〇頁、同(『交詢雑誌』二九号、明治一三年一月十五日)、一七一―二〇頁、同(『交詢雑誌』三〇号、明治一三年一月二十五日)、一九頁。
- (40) 「北陸巡回日記」(『交詢雑誌』三〇号、明治一三年一月五日)、一九頁。
- (41) 明治一三年八月五日付三館三郎・鈴木昌司宛書簡(鈴木家文書)上越市吉川区・善長寺蔵。
- (42) 前掲『自由民権革命の研究』、四三五頁。
- (43) 前掲『新潟県議会議史』明治編一、二〇六―二〇九頁、守玄生「北越民権史(四九)(五〇)」。
- (44) 前掲『新潟県政党史』、八四頁。
- (45) 滝沢繁「新潟県自由民権運動の展開と政党の成立」(『地方史研究』第一八四号、昭和五八年八月、一〇〇頁。
- (46) 前掲『自由党史』中、一九七頁。
- (47) 明治一五年六月一九日付加藤勝弥・小柳卯三郎宛書簡(『小柳文書』立教大学図書館所蔵)。
- (48) 黒崎町町史編さん近代部会編『黒崎町史』資料編3(黒崎町、平成六年)、三〇四―三〇五頁。
- (49) 前掲『黒崎町史』資料編3、三二―三三頁。
- (50) 前掲『新潟県史』資料編19・近代七・社会文化編、一一、一〇四頁。
- (51) 前掲『新潟県議会議史』明治編一、二二〇―二二二頁。
- (52) 前掲『新潟県政党史』、九〇頁、前掲『黒崎町史』別巻『自由民権編』、二〇二頁。

- (53) 守玄生「北越民権史(五二)」。
- (54) 「三島通庸関係文書」(国立国会図書館憲政資料室蔵)。
- (55) 「山際家文書」(山際家蔵、新潟県立文書館寄託)。
- (56) 本井康博「近代新潟におけるキリスト教教育―新潟女学校と北越学館」(思文閣出版、平成一九年)、二二四頁。
- (57) 前掲『新潟県史』通史編6・近代一、六〇五―六〇六頁。
- (58) 前掲『自由民権革命の研究』、四六三頁。
- (59) 大槻弘「越前自由民権運動の研究」(法律文化社、昭和五五年)、一七〇―一七五頁。
- (60) 責付釈放の当日、加藤と山際は連名で杉田に「生等本日責付ヲ命セラレタリ：同志諸君へよろしく」と葉書を送っている(杉田定一「関係文書」大阪経済大学図書館蔵)。ただ、心中は複雑だったようで、翌日に加藤と山際が西潟為蔵に宛てて出した書簡では、まだ同志が拘留されているため「何分憎生万歳スルヲ好マス」と記されている(「西潟為蔵文書」個人蔵)。
- (61) 前掲『新潟県議会議史』明治編一、二二〇―二二八頁、本間恂一「地方政党的運動と展開」(前掲『黒崎町史』別巻 自由民権編)、所収、五七七頁)、「山際七司に対する尋問」(前掲『黒崎町史』別巻 自由民権編)、二二二―二一九頁)。高田事件および同事件への加藤の関与については、前掲『手塚豊著作集 第一巻 自由民権裁判の研究(上)』、一六一頁以下、参照。
- (62) 前掲『新潟県政党史』、一二九―一三一頁。山際の大坂事件への関与については、鶴巻孝雄「大坂事件における内治革命計画」(大阪事件研究会編『大坂事件の研究』柏書房、昭和五七年、所収)、一五五―一五七頁、参照。
- (63) 前掲『回想の加藤勝弥』、五三、九三頁、本井康博「アメリカン・ボード北日本ミッションと沢山保羅―新潟伝道の開始から教会設立まで」(『沢山保羅研究』第六号、昭和五四年一月)、六一―七頁。なお、本井氏は、高田事件の際の聖書の差し入れについて疑問を呈し、事件でキリスト教から「最も能き慰藉」を受けたのは、母・俊子とみるべきだとしている(前掲『自由民権運動とキリスト教』、一九二―一九三頁)。
- (64) 前掲『回想の加藤勝弥』、九四頁。加藤の宗教生活や教育活動、北越学館との関係などについては、前掲『近代新潟におけるキリスト教教育』、前掲『回想の加藤勝弥』、前掲『アメリカン・ボード北日本ミッションと沢山保羅』、

- および本井康博『近代新潟におけるプロテスタント』（思文閣出版、平成一八年）、など、参照。
- (65) 警醒社編『信仰三十年基督者列伝』（警醒社書店、大正一〇年）、七九頁。
- (66) 「山際家文書」（山際家蔵、新潟県立文書館寄託）。
- (67) 隅谷三喜男「天皇制の確立過程とキリスト教」（明治史料研究連絡会編『民権論からナシヨナリズムへ（新装版）』御茶の水書房、昭和四一年、所収）、二二二頁。
- (68) 前掲「天皇制の確立過程とキリスト教」、二二〇―二二二頁。
- (69) 前掲「新潟の青年自由民権運動」、五三―五四頁。
- (70) 前掲「近代新潟におけるキリスト教教育」、二二三―二二四頁。
- (71) 前掲「新潟県政党史」、一一―一五頁、前掲「新潟県議会議史」明治編一、二二五―二二九頁、本間恂一「高田事件以降の新潟県自由民権運動―明治十七年北陸七州懇親会への道程」（青木美智男・阿部恒久編『幕末維新と民衆社会』高志書院、平成一〇年、所収）、三二六―三三六頁。
- (72) 前掲「新潟県議会議史」明治編一、付録。
- (73) 前掲「新潟県議会議史」明治編一、九六―九六四頁。
- (74) 前掲「回想の加藤勝弥」、五〇、一〇二頁。
- (75) 前掲「新潟県議会議史」明治編一、八七―八七四頁、新潟県史研究会『新潟県百年史』上巻（野島出版、昭和四十二年）、三九〇―三九二頁、阿部恒久「近代日本地方政党史論―「裏日本」化の中の新潟県政党史」（芙蓉書房出版、平成八年）、六二―六八頁。
- (76) 「新潟県第十四回臨時県議事録」（新潟県立図書館蔵）、一七七―一九五頁。
- (77) 前掲「新潟県議会議史」明治編一、九五〇―九五三頁。
- (78) 「新潟県第十二回通常県議事録」（新潟県立図書館蔵）、四七七―四八一頁。
- (79) 新潟県編『新潟県史』通史編7・近代二（新潟県、昭和六三年）、六五頁、前掲「回想の加藤勝弥」、一七一―一七二頁。
- (80) 前掲「新潟県史」資料編19・近代七・社会文化編、一四、一五、一四一―一四三頁。

- (81) 「山際家文書」(山際家蔵、新潟県立文書館寄託)。
- (82) 前掲『新潟県政党史』、二〇一―二〇二頁、金原左門「明治国家体制と自由党系政社の動向―越佐同盟会を中心―」(稲田正次編『明治国家形成過程の研究』御茶の水書房、昭和四一年、所収)、一六九―一七四頁、前掲『近代日本地方政党史論』、七一―七八頁。
- (83) 前掲『新潟県政党史』、二〇七―二三二頁、前掲「明治国家体制と自由党系政社の動向」、一八五―一九〇頁。
- (84) 前掲『新潟県政党史』明治編一、付録。
- (85) 前掲『新潟県史』通史編7・近代二、四二頁。
- (86) 『新潟新聞』(明治二三年五月三日付)。
- (87) 荒木徳衛編『岩船郡憲政小史 県会の巻』(荒木徳衛、昭和一〇年)、一五頁。
- (88) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三ノ三四―三五頁。
- (89) 前掲『日本帝国国會議員正伝』、五五四頁。
- (90) 前掲『近代新潟におけるプロテスタント』、三二七頁。
- (91) 前掲『回想の加藤勝弥』、一八一頁。
- (92) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三ノ三四―三六頁。
- (93) 前掲『回想の加藤勝弥』、一九九―二〇〇頁。
- (94) 新潟県議会史編さん委員会編『新潟県議会史』明治編二(新潟県議会、平成一四年)、付録。
- (95) 新潟県議会史編纂委員会編『新潟県議会史』大正編(新潟県議会、昭和三二年)、二三〇―三五五頁。
- (96) 前掲『回想の加藤勝弥』、二〇〇頁。
- (97) 前掲『実業人傑伝』第五卷、三ノ三六―三七頁。
- (98) 「杉田定一関係文書」(大阪経済大学図書館蔵)。
- (99) 前掲『雪月花―西潟為蔵回顧録』、二六八―二六九頁。
- (100) 「鈴木家文書」(上越市吉川区・善長寺蔵)。
- (101) 明治一四年一〇月二一日付加藤勝弥・小柳卯三郎宛書簡(小柳文書)立教大学図書館所蔵。

追記

本稿執筆のための資料収集・調査にあたり、加藤辰蔵氏（加藤勝弥曾孫）、本井康博氏（同志社大学教授）、清水唯一朗氏（慶應義塾大学専任講師）、立教大学図書館、新潟県立図書館、新潟県立文書館、善長寺（上越市吉川区）のお世話になった。また、資料の判読にあたっては、社団法人尚友倶楽部の上田和子氏のお力を拝借した。ここに厚く御礼申し上げる次第である。